

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：33908

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730253

研究課題名(和文) 国家貿易企業に関する貿易理論～民間業者参入と民営化の効果分析～

研究課題名(英文) The Theory of State Trading Enterprises

研究代表者

都丸 善央 (TOMARU, Yoshihiro)

中京大学・経済学部・准教授

研究者番号：30453971

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は国家貿易企業(STEs)に関する1つの問題に解決を見ることを目的としている。その問題とは、途上国はSTEs設立・維持の目的として財の消費者価格の低水準維持を挙げているが、それは自由貿易を通じて実現できるはずなのににもかかわらず、なぜSTEsを保持して貿易をコントロールしようとするのか、ということである。

これを考えるために本研究では、消費者利益最大化を目指すSTEとは異なる目的関数を政府が持っているものとしてその問題の解決を図った。結果は、輸入国の供給の弾力性が需要の価格弾力性よりも相対的に大きいと、自由貿易や関税政策ではなくSTEsを保持した方が政府の目的を高められることが分かった。

研究成果の概要(英文)：Some developing countries control imports and domestic procurement by using State Trading Enterprises to assure consumers' benefits. From the classic trade theory, free trade shall be able to accomplish this. Why do some developing countries rescind their STEs to achieve their aims? This study attempts to resolve this paradox.

To do this, I establish a small-open-economy model where an STE controls the imports to maximize consumer surplus, whereas the government controls domestic procurement by setting the producer price to maximize the welfare biased towards the producers' profits. This model setting implies a possibility that the objective of STEs is different from that of the governments. The model showed that when the elasticity of supply is large relative to that of demand in the small importing country, sustaining the STE is the government-objective-superior to free trade and tariff.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：国際貿易論 国家貿易企業

1. 研究開始当初の背景

本研究が着目する国家貿易企業 (State Trading Enterprises; STEs) は農産物の(1)貿易量コントロール、(2) 国内調達、(3) 国内販売、に関する排他的権利を有する企業体を指す。Lloyd(1982)以来、この STEs には貿易政策としての効果があることが大木の研究によって示されてきた。ただ、先行研究の多くは 1 国に 1 社の国有 STE のみが存在し貿易・国内市場に介入しているということを前提としている。しかし、民間貿易業者の参入が許可されている国や STEs を民営化した国が少なからず存在している事は無視できない事実である。しかも、WTO による STEs の定義では、国有か否かに関らず、貿易・国内調達・国内販売に排他的特権を有する主体は全て STEs ということになる。こうした現状と理論の乖離を埋める試みが近年になって行われるようになってきた。McCorrison and MacLaren (2005) は複数の STE が存在するケースを考え、(1) STE が持つ特権の強さ (3つの権利のうちどれを、そして、どれだけ持っているか)、(2) STE の所有者の違いがもたらす目的関数の相違 (社会厚生か、生産者余剰か、利潤か) という 2つの尺度から STEs が持つ貿易量や社会厚生への効果を分析している。

しかし、彼らの研究にも 2点ほど問題がある。1つは、全ての STE が同じ目的関数を持っていることを前提としているという点である。このことは、国有 STE と民間業者とが混在しているようなパキスタン、エジプト、東欧諸国については彼らの結果を適用できないということを意味している。いま 1つの問題点は、自国生産者保護を目指す政府が国民からの非難を避けるために STE を活用するという側面を無視している点である。たしかに、McCorrison and MacLaren (2008) では、政府が国内生産者利益にバイアスのある社会厚生を目的関数として持つ場合を想定して

これまでの研究を再考してはいる。しかし、彼らが前提としているのは、政府が持つ目的と STE が持つ目的が同じであるという事である。つまり、政府は自らの目的を忠実に WTO に通告して STE に行動させているという事になる。自分の持つ選好を偽ることでより高い利得を得られる可能性がある中で、そのように真の選好を表明するというのは非現実的であろう。

2. 研究の目的

本研究では、農産物の(1)貿易量コントロール、(2) 国内調達、(3) 国内販売、に関する排他的権利を有する国家貿易企業 (State Trading Enterprise; STE) が持つ貿易政策効果を分析する。この STE には 2つの特徴がある。1つは、国内外資源配分に影響するという点で産業・貿易政策と同様の効果を持ちうるという点である。輸出補助金・関税政策とは異なり目に見えない形で国内産業保護に利用可能なことから、STE は隠れた輸出補助金・関税政策として近年のウルグアイ、ドーハラウンドで批判の対象となってきた。2つ目の特徴は、国内生産者保護を目指す政府にとって、その目的遂行を容易にするツールとなっているという点である。Ackerman and Dixit (1999)が指摘しているように、生産者保護のための補助金政策案は批判を受けやすく議会を通過しない可能性がある一方、STE の設立は容易であり確実に生産者保護政策を実行させることが可能となる。特に、STE 設立に当たっては WTO にその設立目的を通告する義務があるのだが、よりマイルドな目的を偽って通告し、実際にはより生産者保護的な政策を実行することも可能となる。本研究はこの点を掘り下げることを目的とする。

3. 研究の方法

研究目的の所で述べたように、各国は偽り

の目的を WTO に通達して、実際には別の目的を達成しようとするインセンティブを持ちえる。この点は、たとえば、途上国の事例を見ると顕著である。途上国の多くは STEs の設立・維持の目的として、消費者価格の低水準維持を掲げている。すなわち、途上国は消費者利益を高めるために STEs を保有しているというわけである。しかし、古典的な貿易理論からすれば、自由貿易を通じてよりやすい価格で財が入手できるわけであるから、STEs を保有して貿易をコントロールするというのは矛盾めいているように見える。

この問題の解決のために、本研究では次のモデルを想定することにした。(1) 輸入小国の政府が STEs を持つ場合、あるいは、自由貿易する場合、輸入関税政策を実施する場合の 3 つを考える。(2) STEs を持つ場合には、政府は生産者価格をコントロールすることによって財の国内調達を調整する一方、STEs は消費者価格をコントロールすることによって輸入量を調整する。(3) STEs は WTO に通達した通りの目的、すなわち、消費者余剰を最大化するように行動する。(4) 政府は STEs とは異なる目的を持つ。具体的には、生産者の利潤にバイアスのある社会的余剰を最大化するように行動する。

以上のモデルをもとにして、理論的な分析を図ることにした。

4. 研究成果

今回の研究の主要成果は以下の通りである：輸入国の供給の弾力性が需要の価格弾力性よりも相対的に大きいと、自由貿易や関税政策ではなく STEs を保持した方が政府の目的を高められることが分かった。

本研究では、STEs という多分に公的な性質を帯びた組織を想定して分析を図っている。そのため、公的組織が携わる市場に関する成果を挙げて、STEs 研究に応用することもまた重要だと言える。この点に鑑みて、今回の研

究課題では、STEs についての研究そのものと並行して、公企業が私企業と競争をする混合寡占について分析を行った。それについての成果は以下の通りである：

Matsumura and Tomaru (2012)では、ある 1 国の政府が所有する国有企業が自国民間投資家と外国民間投資家によって所有される多国籍企業と競争する混合寡占市場を想定して、各企業への補助金をもたらす効果について分析を行った。そこから得られた主要結果は 2 つである。1 つ目は、外国投資家が多国籍企業の株式を少しでも保有しているとすると、自国政府による生産補助金政策だけでは最善の生産配分を実現することはできないということである。2 つ目は、自国政府が最適な水準の生産補助金を拠出している場合、市場に存在する多国籍企業の数が大きければ、国有企業を民営化した方が自国社会厚生観点から望ましいということである。

Tomaru and Nakamura (2012)では、2 地域からなる混合寡占市場を考えた。この研究で特徴的なのは、国有企業と地方公有企業の 2 種類の公企業を想定した点にある。この分析から得られた結論は 2 つある。1 つは、1 国の政府と地方政府が同時にそれぞれ国有企業と地方公有企業を民営化するかどうか戦略的に決定する場合、均衡においては国有企業だけが民営化されるということである。2 点目は、1 国全体の社会厚生観点からすると、国有企業と地方公有企業が共存する混合寡占市場の方がそうではない混合寡占市場よりも望ましいということである。

都丸(2013)では、1 国の国有企業が外国私企業と競争しているものとし、国有企業だけが費用削減 R&D 投資をすることを考えた。特に、この分析で重要な点は、外国企業に課される関税率が低下した時に、国有企業の費用効率性はどうか変化するかについて検討している点である。こうしたモデルから導かれ

た結論は以下の通りである。関税の引き下げに伴って、自国が自給自足経済状態から開放経済の状態に移行する場合、国有企業の生産性は著しく低下する。しかし、更なる関税の引き下げはむしろ国有企業の生産性を少しずつ改善させるのである。

最後に、Matsumura and Tomaru (2013)では、混合寡占に存在する公企業の利潤が国内で発生している税の歪みを解消するのに貢献するといった状況を想定して、企業に対する生産補助金をもたらす混合複占市場への影響について分析した。その結果、税による歪みの程度が大きい場合、民営化前の最適補助金率は民営化後のそれに比べて大きくなることが示された。さらに、それらの最適補助金の下での社会厚生は、民営化後よりも民営化前の方が大きいことが示された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

- (1) T. Matsumura and Y. Tomaru, (2013). "Mixed Duopoly, Privatization and Subsidization with Excess Burden of Taxation" Canadian Journal of Economics, vol.46, pp.526-554.(査読有)
- (2) 都丸善央 (2013)『貿易自由化と公企業の技術』中京大学経済学論叢、vol.24, pp.103-118.(査読有)
- (3) Y. Tomaru and Y. Nakamura, (2012). "Interregional Mixed Oligopoly, with a Vertical Structure of government" Australian Economic Papers, vol.51, pp.38-54. (査読有)
- (4) T. Matsumura and Y. Tomaru, (2012). "Market Structure and Privatization Policy under International Competition," Japanese Economic Review, vol.63, pp.244-258.(査読有)

〔学会発表〕(計 2 件)

- (1) "State Trading Enterprises and Political Influences in a Small Importing Country" 4th International

Conference on "Economics of Global Interactions: New perspectives on Trade, Factor Mobility, and Development (場所: パーリ大学、イタリア) 2013年9月17日(発表者: 都丸善央)

- (2) "Does Trade Liberalization Improve Public Firms' Productive Efficiency?" 日本応用経済学会(場所: 中京大学) 2011年6月26日(発表者: 都丸善央)

〔図書〕(計 1 件)

- (1) 都丸善央 『公私企業間競争と民営化の経済分析』2014年、勁草書房、204ページ

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

都丸善央 (TOMARU, Yoshihiro)
中京大学・経済学部・准教授
研究者番号: 30453971

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: